

住民投票について

類型	内容	自治体の例	メリット	デメリット
①宣言型	「住民投票を実施することができる」ことを、自治基本条例で宣言するもの	・二セコ町 ・宝塚市	・個別の常設型住民投票条例に委ねる ・常設型住民投票条例の矛盾点（最高法規性等）を回避 ・案件ごとの住民投票条例制定（非常設型）を想定する場合も	・条項の効果性に疑問 ・自治基本条例が先行すると、理念のみが先行してしまう
②条件規定型	住民投票を発動できる条件等を、自治基本条例で示しているもの	・稚内市 ・多摩市	・常設型住民投票条例を想定している	・自治基本条例で条件等を示しても、実施するには個別の条例が必要
③取りまとめ型	常設型住民投票条例を制定した上で、自治基本条例に住民投票条項を設けるもの	・我孫子市（否決）	・すでに常設型の住民投票条例を設置している場合、それを取りまとめのものとしての自治基本条例という位置づけになり、矛盾点が少ない	・そもそも常設型住民投票条例自体が少ない ・部品（パーツ）である常設型住民投票条例が可決され、本体である自治基本条例が否決されるケースも

参考文献

「自治基本条例における住民投票条項の一考察」

武田祐也

中央学院大学社会システム研究所紀要 8(2), 117-134, 2008-03-00